

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

香川県警察本部長 岡 部 正 勝

香川県警察公印規程の一部を改正する規程

香川県警察公印規程（平成12年香川県警察本部告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面	法令等	条項号	権限事務の内容	公印を押す書面
1～6 略				1～6 略			
7 地方公務員	略			7 地方公務員	略		
法（昭和25年 法律第261号）	<u>第22条の 3第1項</u>	略		法（昭和25年 法律第261号）	<u>第22条第 2項</u>	略	
	略				略		
	(1)～(10)	略			(1)～(10)	略	
8～36 略				8～36 略			

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。